

2014年4月23日

## 意見書

岐阜県大垣市田町1-20-1  
近藤ゆり子

### <はじめに>

国土交通省から貴審査会に諮問番号「平成26年（行情）諮問第98号」が諮問された由の通知が貴審査会事務局より届いた、

平成25年6月7日（金）に開催された「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事等の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会」（以下、「本件分科会」という）の議事録のうち、各委員の意見（発言）こそ、開示されるべきである、という異議申立人の主張、その理由の基本的な部分は、異議申立書（2013.12.20 補正書、別添資料1～4を含む）で述べた通りである。

この意見書では、それに付加して、以下の第1ないし第3の点について意見を述べる。

#### 第1 前提的な問題－原則と例外の逆転は許されない

「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（1999.4.27 閣議決定）の主旨を踏まえて、情報開示に努めるべきであること

#### 第2 情報公開法は治安立法なのか？

ずっと以前、即ち情報公開法が施行される前、社会資本整備審議会公共用地分科会（以下「公共用地分科会」という）が設置される前、社会情勢も現在とは異なる時代に起きた事件の存在をもって、不開示とすることは不当であること

#### 第3 土地収用法第20条と本件分科会、説明責任と情報開示義務

公共用地分科会の役割をからして、その事務方である国土交通省土地収用管理室は、土地収用法第20条に規定された事業認定の当事者である異議申立人に対しては、一般公衆に対して以上に、本件分科会の議事録を全面開示すべき義務があり、情報公開法第5条6号の適用による不開示は失当であること

I 公共用地分科会は「他の審議会とは性格を異にし」ていることをもって、本件分科会議事録の不開示理由とするのは誤りであること

II 公共用地分科会の性格・役割及び異議申立人が利害関係者（地権者）であること。公共用地分科会の事務方である諮問庁は、同時に土地収用法を所管する官庁であり、本事案の事業認定庁でもあること

III 利害関係者への不開示は「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の主旨に悖ること

IV 異議申立人は、諮問庁の教示に基づき、一般法である情報公開法の手続きで開示請求をすることとなったこと

V 公共用地分科会がもつ”他の審議会とは異にする性格”をもって不開示とするべきものが存在するとしても、当事者である異議申立人には開示すべきであること

VI 事業認定庁（＝諮問庁）は、本件分科会の議事録を公開して、説明責任を全うしな

なければならないこと

Ⅶ 地権者である異議申立人には、「議事要旨」に纏められてしまう前の議論の詳細について、知る権利があり、知る必要があること。情報公開法5条6号を不開示理由としている本件開示決定処分は誤りであること

特に「第3」の論点は、他の近似した事案（公共用地分科会の議事録の”委員の意見”部分の不開示）でのこれまでの貴審査会の審査では、ほとんど議論されていないようなので、慎重かつ積極的な審査をお願いしたい。

## 第1 前提的な問題－原則と例外の逆転は許されない

何度でも繰り返すが、行政機関が保有する全ての情報は開示されるのが原則であることを強調しておく。行政機関は情報公開法によって開示義務を負っているのである。「この部分は『民主的な行政の推進に資する』が、この部分はそうでない」と行政機関自身が判断して開示・不開示を決めるものではなく、まして「恩恵により開示してやる」というものではない。不開示とすべきごく例外的な特段の事情が真に存在するのかどうかは、厳しく判断されねばならない。開示することが原則であって、行政機関に委嘱された審議会等の委員が気楽に発言できるかどうか、などということは、およそ情報公開法第5条を適用して例外的に保護されねばならない特段の事情には当たらない。

1999年（平成11年）4月27日に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」における「別紙3 審議会等の運営に関する指針（4）公開」には

////////////////////////////////////

- ① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

////////////////////////////////////

とある。

異議申立人が、2013年9月6日の事業認定を知ったとき、本件分科会の議事要旨だけでなく、議事録そのものを「一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワーク」で見ることができると考えたのは、ごく自然なことだったのだ。しかし、社会資本整備審議会の他の分科会の多くが、過去に開催された会議のさまざまな情報（会議開催日時・場所、配付資料、議事録など）を「一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワーク」で公開しているのに、公共用地分科会は、①の「委員の氏名」以外は、何も（過去の開催日時さえも）公開していない。異様に感じた。

本件分科会の事務方である国土交通省土地収用管理室は、問い合わせに対して、「議事要旨は、事業認定処分をなした九州地方整備局のホームページに載せている」旨を回答した。これ

では②の「会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する」にも、③の「一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努める」にも違背する。

何故、公共用地分科会では「会議及び議事録を非公開とする」のか？ その理由は公開の場で明示されていない。今般、「理由説明書」の中で、やっとその理由らしき記述が見える（「明示」といえるほどクリアではない。また貴審議会に諮問するにあたっての「理由説明書」の記載は、上記②のいう「明示」ではない、一般公衆には示されないのであるから）。

どうやら、②のただし書き、即ち「ただし、行政処分…等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる」を適用したらしい（「明示」されていないので憶測するしかない）。

確かに物事には例外が必要な場合もあるだろう。しかし、例外は例外であって、その適用は、狭く（厳しく）、限局的になされねばならない。

冒頭にも記したように情報公開法の原則は、行政機関の保有する情報の全面的開示である。不開示となる場合を定めた第5条も「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」とあり、基本的には「開示しなければならない」ことを明記した上で、一定の例外（不開示情報）を示しているのだ。例外は例外である。誰もが納得できるような特段の理由がなければ、不開示としてはならない。

この「審議会等の運営に関する指針（4）公開」も、「会議又は議事録を速やかに公開する」「議事内容の透明性を確保する」ことが原則であって、特段の、誰もが納得できるような例外的な理由があって、かつその理由を明示して、はじめて「全部又は一部を非公開とすることができる」としている。

理由の明示もないまま（※1）、漫然と例外を適用するべきではない。当該分科会は、確かに「行政処分…等に関する事務を行う審議会等」に当たる。しかし「会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合」に当たるとはえられない。むしろ、当事者（権利者）にさえ非公開にすることで、当事者の権利は著しく損なわれている。

※1 情報公開請求をする前後に、本件分科会の事務局である土地収用管理室に何回も電話をしたが、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークで見ることができないこと理由は明らかにされなかった。開示されたものが黒塗りになっていたのは、はじめて国土交通省が「全部又は一部を非公開」にしていることを知った次第である。担当者も何故非公開にしているのか明確には知らなかったのだろう。そのくらい漫然と、ずっと以前に決めた「非公開」を墨守しているのだ。

ただし書きという例外規定を安易に適用することで、原則と例外を逆転させてしまっている。そのことで情報公開法の本来趣旨に違背をしてしまっている。ひいては憲法の国民主権原理を踏み外してしまっている。

およそ行政機関（の長）には、法の趣旨に違背し、そして憲法原理を踏み外しするような「原則と例外の逆転」は許されない。

## 第2 情報公開法の運用の軸は治安対策なのか？

「理由説明書」 p 3 「(1) 本件対象文書について」において、諮問庁は、以下のように述

べている。

////////////////////////////////////

土地収用法等による収用手続については、過去、新東京国際空港(成田空港)建設事業に関連して、千葉県収用委員会会長の襲撃や公共用地審議会(公共用地分科会の前身)会長代理宅の爆破といった事件が発生し、また、近年も国土交通省職員、新東京国際空港公団(当時)職員、千葉県職員等に対して、いわゆる過激派による時限発火装置等による放火、襲撃等のテロ事件が発生しているため、公共用地分科会の委員について警察当局及び警備会社による警備を実施するなど、公共用地分科会の運営については慎重を期しているところであるが、公共用地分科会は、「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成13年6月28日参議院国土交通委員会)において「議事要旨の公開に努めること」とされていることに鑑み、社会資本整備審議会運営規則(平成13年2月27日社会資本整備審議会決定)第8条第3項において準用する同規則第7条第1項ただし書の規定に基づき、「分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とし、会議終了後発言者が特定されない議事要旨を公開する」こととし、本件対象文書は非公開のうえ、会議終了後に事業認定庁(九州地方整備局)のホームページで議事要旨を公開している。

////////////////////////////////////

「過去、新東京国際空港(成田空港)建設事業に関連して、千葉県収用委員会会長の襲撃や公共用地審議会(公共用地分科会の前身)会長代理宅の爆破といった事件が発生し」たこと、「近年も国土交通省職員、新東京国際空港公団(当時)職員、千葉県職員等に対して、いわゆる過激派による時限発火装置等による放火、襲撃等のテロ事件が発生している」ことと、「分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とし、会議終了後発言者が特定されない議事要旨を公開する」こととしたことの関連性が、全く理解し難い。(関連性は存在しない、と考える)

「新東京国際空港(成田空港)建設事業」は、本件分科会とは関係ない。

「新東京国際空港(成田空港)建設事業」に関連する「放火、襲撃等のテロ事件」が、土地収用を巡って発生したから関係あるのだ、と言いたいのであるなら、その後の「新東京国際空港(成田空港)建設事業」に関して設定された「円卓会議」(※2)の議論もきちんと踏まえねばならないはずだ。全くもって透明性・公開性を欠いた強引な土地収用法の適用こそが、地元民の強い不信・反対・抵抗を生じさせ、「放火、襲撃等のテロ事件」を惹起するに至った重大な要因ではなかったのか?このような過激な事件を引き起こさないためにも、土地収用法の適用にあたっては、十分な透明性・公開性が担保されねばならないのだ。

※2 運輸省を引き継いだ国土交通省は、この「円卓会議」の経緯、内容を熟知しているはずである。「新東京国際空港(成田空港)建設事業」に言及しながら、この「円卓会議」には全く触れようとしない姿勢に大きな不信感を抱く。こうした姿勢の国土交通大臣/九州地方整備局長のなした事業認定には大いに異議を唱えざるをえないのだ。

ずっと以前の「放火、襲撃等のテロ事件」の存在を、本件分科会の非公開の(ひいては議事録の「黒塗り」の)理由とすることには道理がない。

あえて横道に逸れるが、「放火、襲撃等のテロ事件」を起こすような者(テロリスト?)は、議事録に記載された委員の発言を逐一精査して、襲撃の対象とどうかを決めるのであろうか?「議事録が黒塗りで委員のけしからぬ発言を確認することができない以上、この委員会の委員はきつとまともに違いない、襲撃の対象とはしない」と判断するというのか?議事録を不開示にすれば「放火、襲撃等のテロ事件」の防止に役立つというのか?かなりの皮肉を込めて、「放火、襲撃等のテロ事件」を予防するためには、本件分科会委員の氏名のみならず、各都道府県の収用委員会委員の氏名も、さらには事業認定処分を行う九州地方整備局長の

氏名も秘匿しなければならない、ということになりはしないか、と問いたい（諮問庁のこの手の論理を延長すれば、貴審査会委員の氏名も、もっといえば裁判官の氏名も秘匿しなくてはならないか？）。「情報の非公開によって治安を維持する」などというのは、およそ民主主義社会ではありえない発想である。もちろん情報公開法第5条の濫用と指弾しないわけにはいかない。

それとも、石木ダムに建設反対する人々は「放火、襲撃等のテロ事件」を起こす可能性のある潜在的テロリストであると判断する証拠でもあるというのか？ まさか、そういうことではあるまい。

過去の「放火、襲撃等のテロ事件」の存在と、本件分科会の議事録の「黒塗り」を無理矢理関連させる諮問庁の非論理性が、端無くも表れている、

「(2) 法第5条第6号柱書の該当性について」のP4において、諮問庁は以下のように述べている。

////////////////////////////////////

・・・このため、本件分科会の冒頭に、分科会長から「率直な意見交換及び意思決定の中立性の確保のために、会議は非公開とし、事業認定告示後に発言者が特定されない議事要旨を公開する」ことについて各委員の意向を確認した上で、審議が進められているものである。以上を踏まえて原処分で不開示とした部分を確認すると、当該部分は、本件分科会委員等による意見の表明、交換、判断等に係る具体的な発言内容が記載されている。したがって、仮に本件対象文書で不開示情報が記録されている部分を開示することとした場合、委員等の氏名が既に開示されていることから、非公開で審議されている本件分科会において発言した委員が特定され、その発言内容の細部にわたって逐一明らかにされることとなり、その結果、本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個々の意見等を捉え、表面的な誤りや矛盾等を指摘し、さらには公平性や客観性についていわれなき非難等をするおそれがある。このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見等の表明、交換を萎縮させ、公共用地分科会において十分な審議を行うことが困難となる。（下線は 異議申立人による）

////////////////////////////////////

どうやら異議申立人も、「いわれなき非難等をするおそれ」のある人物とみなされているようである。これこそ「いわれなき非難」ではないだろうか？ 何を根拠に開示請求者－異議申立人を「情報を与えてはならない危険人物」のごとくみなすのか？ 情報を開示すべき責務を負う行政機関が、開示請求したことのみをもって、開示請求者は「いわれなき非難等をするおそれ」のある人物だと評価して、不開示の理由にすることなどが許されるのか？（それとも異議申立人が利害関係者であることを意識して、このようなことを述べるのか？ そうであるなら、一層問題である。→ 第3）

情報公開法が施行された直後、防衛省（当時は防衛庁）内の LAN システムで、開示請求者の氏名等をブラックリストのように共有していたことが明らかになって、強く指弾されたことがあった。国土交通省も（少なくとも土地収用管理室も）同様の考え、即ち「情報公開請求など行う輩は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある潜在的危険人物」という考えを抱いているのであろうか？

また、公共用地分科会委員は、「意見の表明、交換、判断等に係る具体的な発言内容」が公開されるのであれば、「自由かつ率直な意見等の表明、交換」ができなくなるような情けない「学識者」たちだと言いたいのであろうか？（※3） 開示決定通知書に記載された同様趣旨の叙述も含め、諮問庁は、自らが委嘱した公共用地分科会委員を侮辱し、愚弄していると思えない。

※3 これを延長すれば、諮問庁（国土交通省）は「どうせ内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員である『学識者』も、諮問庁の言い分に『盲判』を押すに決まっている」と考えていることになってしまう。

国民の知る権利の尊重よりも、委員の見識への敬意よりも、治安対策を優先するかのごとき情報公開法の運用は、許されない。

### 第3 土地収用法第20条と本件分科会、説明責任と情報開示義務

I 異議申立人は、第1で「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（1999.4.27 閣議決定）の「別紙3 審議会等の運営に関する指針（4）公開」に言及した。

しかし、諮問庁は、「理由説明書」5.（2）p4で

////////////////////////////////////

・・・本件事業に対しては、利害関係を有する者から事業の認定に反対である旨の意見書等が提出されるなど、本件事業に関する様々な利害関係を有する者から強い関心が寄せられているが、このような中、本件分科会は、国土交通大臣（九州地方整備局長）が行おうとする具体的な事業の認定に関する処分の妥当性について審議を行っているものであり、政策的事項に対して調査審議を行う他の審議会とは性格を異にし、このような個々の事業についての審議を行う公共用地分科会における委員等による意見の表明等は、種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものである。（下線は異議申立人による）

////////////////////////////////////

と述べている。

もしかすると諮問庁は、公共用地分科会は、「他の審議会とは性格を異にし」ているから「審議会等の運営に関する指針（4）公開」は当てはまらない、「他の審議会」では原則として開示されている議事録も、公共用地分科会では開示すべきではない、と考えているのかもしれない。それは、大きな誤りである。

むしろ、「政策的事項に対して調査審議を行う他の審議会」にも増して、情報開示が必要となる。なぜなら「本件事業に関する様々な利害関係を有する者」、とりわけ本件事業認定で不利益（権利制限、さらには強制収用）を受ける利害関係者（以下「地権者等」という）は、その処分に対抗する法的手段を講ずるために、本件分科会での議論の逐一を知る必要がある。土地収用法の趣旨からして、地権者等の「知る権利」は、一般公衆のそれよりも一層手厚く保障されなければならない。

土地収用法の所管する機関であり、事業認定庁の上級機関でもある国土交通大臣は、少なくとも地権者等には、本件分科会の議事録を開示すべきである。

II 公共用地分科会の性格・役割については「理由説明書」のp2「3 社会資本整備審議会公共用地分科会」にある通りである。

そして異議申立人は、事業認定庁（九州地方整備局長）が本件分科会に諮った事業認定の対象地である長崎県東彼杵郡川棚町岩屋字大山口に、土地の権利を有する利害関係者（地権者）である。（起業者による事業認定申請以前に権利取得の登記手続きを終えている。別添資料で疎明）

また、本件分科会の事務局である諮問庁（の担当部局である土地収用管理室）は、土地収用法の運用に責任をもつ部署であり、かつ事業認定庁の上級機関として現に本件事業認定に対する不服審査請求の審査を行っている部署であることを、改めて指摘しておく。

Ⅲ 第2でも引いた「理由説明書」p3「(1) 本件対象文書について」で言及されている「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成13年6月28日参議院国土交通委員会)は以下である。

////////////////////////////////////

#### 土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、事業の施行について利害関係者等の理解を得るため、事業計画の策定段階における住民参加、情報公開等に関するガイドラインの早期作成をはじめ、対話型行政を積極的に推進するための措置を講ずるよう努めること。

二、事業認定の中立性、公正性等の確保を図るため、社会資本整備審議会で事業認定に関する審議に関与する委員については、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等の分野からバランスのとれた人選を行うとともに、事業推進の立場にある中央省庁のOBの任命は原則として行わないこと。

三、同審議会における事業認定に関する審議には当該事業に利害関係を有する委員は加わらないようにするなど、運用の中立性、公正性等を確保するとともに、議事要旨の公開に努めること。

四、公聴会については、開催期日等の十分な周知を図るとともに、議事録を公開するなど情報公開の徹底に努めること。

五、公聴会で述べられた住民等の意見は第三者機関に的確に伝えるとともに、公述人相互の間で質疑が行えるようにするなど、住民意見の吸収の場という公聴会の本来の役割が果たせるよう、規則改正を含め必要な措置を講ずること。

六、事前説明会については、開催期日等の十分な周知を図るとともに、起業者と利害関係人との間の質疑応答を実施するなど、実効性のあるものとするよう努めること。

七、改正法の公布後に事業認定の申請がなされた事業については、事業認定の透明性等の向上を図るとい改正の趣旨を踏まえ、公聴会の義務的開催など改正の内容に即した運用を図ること。

八、今回の法改正の趣旨にかんがみ、政府は各都道府県と協議して、収用委員会の役割が的確に果たされるよう努めること。

右決議する。

(下線は異議申立人による)

////////////////////////////////////

この附帯決議の全体を見れば、単に「三」にある「同審議会における事業認定に関する審議・・・議事要旨を公開」することをもって附帯決議の主旨を全うしたことにはならないのは明白である。

今般の諮問庁(国土交通省)の担当部署は、土地収用法運用の責任部署である国土交通省土地収用管理室である。土地収用管理室は、情報公開法第5条6号の適用によって「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の排除に努めるよりも、附帯決議に沿った土地収用法を運用がなされるよう努めることを優先すべきなのではないか。

土地収用法の運用に当たっては、まずは起業者が「事業の施行について利害関係者等の理解を得るため、事業計画の策定段階における住民参加、情報公開等・・・対話型行政を積極的に推進するための措置を講ずるよう努めること」が前提であるが、本件事業に関しては、地権者との「対話」は全く成り立っておらず、起業者による事業認定申請前も、そして事業認定後も、「対話型行政」とはほど遠い状況にある。「公聴会で述べられた住民等の意見は第三者機関に

的確に伝え」られたかどうか、本件分科会の議事要旨及び会議事録の開示された部分だけではわからないが、委員の意見の部分が開示されれば、的確に伝えられたか否かがわかるかもしれない。異議申立人は、起業者から本件事業の事業認定申請が出される前から本件事業の関係地に権利を有する利害関係者であるが、これまで、起業者あるいは事業認定庁から、事前説明会も、公聴会も、その開催について何も知らされてはいない（事前の通知も事後の報告もない）。

「事業認定の透明性等の向上を図るという改正の趣旨」は踏まえられていないのだ。

事業認定は、その事業に係る土地等に権利を有する者にとっては、重大な不利益処分である。どういう議論がなされて処分に至ったのか、判断過程を含めて、詳細に知る必要があり、その権利がある。

本件分科会の肝心な部分が「黒塗り」であるのは、諮問庁が自ら言及している「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の主旨に悖る。

**IV** 異議申立人が、本件分科会の議事録の情報開示を求めた経緯は、2014.12.20 付「異議申立補正書」の別紙「異議申し立ての理由」の「〈不開示理由は認容しがたいー1〉 3. 当該事業認定処分との関係ー経緯ー」で述べている通りである。地権者である異議申立人は、本件事業認定処分に不服があるので、当該処分に対する審査請求を行うべく、必要な資料を入手したいと考えた。九州地方整備局のホームページに掲載している本件分科会の「議事要旨」だけでは、事業認定処分によって脅かされる自らの権利を防衛するには全く不十分である。審査請求が退けられた場合の訴訟等の対抗措置を考慮に入れれば、本件分科会の議事録、特に委員の意見の部分の公開を求めるのは、当然の権利である。

土地収用法では、事業認定処分手続に際して、利害関係者（地権者等）を一般公衆と区別して、特段に情報を開示する規定は設けられていない。ゆえに「一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載」がない（こと自体の問題性は前述）以上、一般法の情報公開法による開示請求によるしかないのだ。実際、2013年9月半ば、国土交通省土地収用管理室に口頭で（電話で）、自らが本件事業認定対象地の地権者であって30日以内という短期間で審査請求書を書きたい旨を伝えて、本件分科会の議事録を見たいと述べたところ、一般法としての情報公開法による開示請求を行うよう教示された。

**V** 土地収用法20条の事業認定処分は、事業対象地域の土地について収用権限を付与するものである。土地収用法25条の2及び社会資本審議会令6条で、公共用地分科会は、事業認定処分について重い責任をもって意見を述べる機関と位置づけられている。公共用地分科会の結論は、地権者等の権利の行方に直結する。

事業認定の要件は土地収用法20条に定められてる。特に3号（事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること）と4号（土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること）は、「政策的事項」であり、それが上記要件に該当していること求めるものである。したがって、公共用地分科会の審議内容は、事業認定要件の該当性、各号要件からの政策的事項の妥当性を審議することになる。その審議の詳細につき、地権者等には知る権利があるのは明白である。

他方、公共用地分科会の審議の対象は、単一事業のための範囲の限られた所有権等の財産権について強制収用する権限を付与すべきかであって、対象区域や内容が広汎、複雑な河川整備基本方針等の計画や政策ではない。審議対象の関係者も、起業者と地権者等の二者だけであって、上述のような計画や政策にありがちな複雑な利害関係者が入り組むものではない。

諮問庁は、本件分科会での審議が「種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものである」として、不開示の理由としている。しかし、本件の対象は事業認定処分であり、起業者と地権者の二者しか関係者はおらず、「利害の錯そう」などは存在しない。



諮問庁の上記理由は、審理の対象と審理の内容を混同ないし混乱して理解しているものである。

「利害の錯そう・・・機微にわたる」云々は、一方当事者であり現に財産権を強制的に剥奪される地権者である異議申立人に対して不開示とする理由にはならない。

**VI** 財産権を強制的に剥奪することに結びつく事業認定に関しては、事業認定庁には被収用者となる地権者等に対する高度な説明責任がある（地権者等からみれば説明を聴く権利がある）。

公共用地分科会の審議の対象は、起業者と地権者等との二者対立関係において、起業者に財産権の強制収用権を付与すべきかである。事業認定庁は、二者対立関係の当事者、とりわけ財産の強制収用の対象となる地権者に、その審議の詳細を明らかにして説明責任を果たす責務がある。

当事者（地権者等）が求める情報公開は、この説明責任を果たすことの重要な一部である。行政としては、説明責任を全うすべく、事業認定に至る判断過程の中でも重要な意味をもつ本件分科会の議事録を全面開示しなければならない。

**VII** 起業者・長崎県は、地権者及びその代理人の事業に合理性・必要性に関する質問書にまともにも回答しようとはしていない。「事業認定された」（事業認定庁のお墨付きを得た）ことが唯一の金科玉条の「回答」なのである。であればこそ、本件分科会の委員の意見（議事要旨によれば、石木ダム建設事業への疑念が表明されている）は、当該事業認定処分によって不利益を受ける異議申立人にとっては、知る必要のある重要な情報である。これを知らずしては、土地収用法、さらに憲法に定められた諸権利を適確に行使することができない。

行政が強制的な権限をもって、個人の権利を制限するのであれば、その必要性・公共性についての十分な説明責任を果たすことは必須であり、それは同時に権利を制限される側が不服を申し立て、あるいは司法救済を求めるにあたっての情報を提供しなければならない。これは憲法的義務（権利制限される側からすれば憲法的権利）である。

本事案では、本件分科会の議事録の公開は、その重要な部分を占める。異議申立人には、本件分科会の議事内容の詳細（議事録）を知る権利があり、知る必要がある。

さらにいえば、本事案では、本件事業認定の認定庁の上級機関である（現に地権者等からなされた不服審査請求を審査している最中である）国土交通大臣が、自らが説明責任を果たさねばならない地権者等が必要とする行政文書への情報アクセスを阻害していることになる。その不当性は明らかである。

情報公開法第5条6号を適用して本件分科会議事録の肝心な部分を不開示とした諮問庁の判断は、失当であると言わざるを得ない。

## <終わりに>

土地収用法は、個人の権利を強制的に収用するものであり、憲法29条とは厳しい緊張関係にある。土地収用法の民主的運用は極めて重要である。地権者等への説明責任を蔑ろしたまま強制収用がなされるとしたら、まるで専制国家と変わらない。何歩も譲って、公共用地分科会の議事録を一般公衆には公開できないとする判断に合理性があると仮定しても、当事者・被収用者には開示しなければならないはずだ。その場合、一般法としての情報公開法による以外の当事者公開制度を作るのは、土地収用法を所管する諮問庁の責任である。諮問庁が自らの責に帰すべき制度不備を、当事者の不利益（異議申立人への不開示）に転嫁するのは、あまりにも不公平、不合理であって許されないというべきである。

この点を十分に考慮し、過去の審査会の「公共用地分科会議事録の委員に意見の不開示は妥

当」という判断に固執することなく、「公正で民主的な行政の推進に資する」判断をされることを、貴審査会に強く望む。

昨年（2013年）12月6日、第185国会終了間際、国内外、各界各層の反対の声を押し切って、特定秘密保護法が国会で強行可決された。衆院、参院ともに、情報公開法をより公開性の高いものとしていくための改正の審議も行われるものとして特別委員会が設置されたが、情報公開法改正の議論はなされないままに、特定秘密保護法が成立してしまった。この特別委員会において、秘密保護法の施行及び運用に関する政府答弁は二転三転した。結局多くの不明な点を残したまま、国会審議を経ない政令等に委ねられることになってしまった。

国連人権機関のトップであるピレイ高等弁務官は、この法律について「市民的、政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）に反しているとの懸念を表明している。この7月には自由権規約委員会による「日本審査」が行われることになっている。特定秘密保護法についても、国際的な人権水準からすると疑念が議論の俎上に載ることは間違いない。

では、国会で改正議論が置き去りにされた情報公開法は、真に日本が批准している自由権規約に則って運用されているといえるだろうか？ 特定秘密保護法の法案に関する省庁間協議もまた、本事案のごとく情報公開法5条を適用しての「真っ黒」塗り開示であった。かの185国会終了直前の12月5日によろやく一部が開示され始めたが、そこには国会審議できちんと質すべき多くの情報があった。意図的かどうかはともかく、秘密保護法案の国会審議を妨害するように、情報公開法の運用、同法第5条の適用がなされてしまったのだ。「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」という目的に全く反する情報公開法の運用の実態が、また明らかになってしまった（この事案では訴訟が提起され係属している）。

「迷ったら隠す」のは、公務員の性なのか。

情報公開請求を受けた公務員（担当者）には、情報公開法5条各号のさまざまな「おそれ」が頭に浮かぶものらしい。「もしかしたら…」「万一…」というあれこれの「おそれ」。開示請求者の側からすれば荒唐無稽、ほとんど妄想としか思えないような「おそれ」なのだが、「そのおそれは皆無である」証明は簡単ではない。かくて情報公開法5条の「…を除き、…開示しなければならない」という規定は、あたかも「少しでも『おそれ』があれば不開示としなければならない」条項であるかのごとく運用されてしまっている。

情報公開法5条の安易な適用による「黒塗り開示」が常態化する一方で特定秘密保護法によって行政の闇が一層深くなるような日本は、民主主義国家として国際的に「名誉ある地位を占め」ていいるとはいえない。日本の主権者の一人として、そして憲法12条前段「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」を自らの残りの人生の指針としている者として、この現状を憂える。

貴審査会には、賢明で公正、かつ勇氣あるご判断を期待したい。

以上

#### 別添資料

異議申立人が本件分科会で審議された事業認定の利害改憲者であることを疎明する資料  
長崎県東彼杵郡川棚町岩屋字大山口1164番の土地

- ① 登記識別情報通知コピー(2009.9.24)
- ② オンライン登記情報提供サービスによる不動産登記情報(2014.4.17)